

手続開始の公示（説明書）

平成 24 年 3 月 1 日

NEXCO 東日本 関東支社長 石川 慎一

次のとおり簡易公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本件調査等については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（NEXCO 東日本）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『手続開始の公示（説明書）』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- 1-1. 契約件名(業務名) 平成 24 年度 関東支社管内 材料価格調査
- 1-2. 契約責任者 東日本高速道路株式会社 関東支社長 石川 慎一
- 1-3. 契約担当部署 東日本高速道路株式会社 関東支社 技術部 調達契約課
(住所) 〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14
(TEL) 03-5828-8595
- 1-4. 競争契約の方法 簡易公募型プロポーザル方式
- 1-5. 見積の方法 持参…下記 4-1、4-2 を参照のこと
- 1-6. 履行保証 必要 … 入札者に対する指示書[25]を参照のこと
- 1-7. 契約書の作成 必要（作成方法について落札者と協議する） … 入札者に対する指示書[26]を参照のこと

1-8. 契約図書

(1) 本件調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「参加希望者」）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- ① 手続開始の公示 (説明書) … 本書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- ② 標準契約書案 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等契約書】を使用すること
- ③ 入札者に対する指示書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等・郵送入札】を使用すること
- ④ 共通仕様書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等共通仕様書（平成 23 年 7 月）】を使用すること
- ⑤ 特記仕様書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- ⑥ 金抜設計書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- ⑦ 参加表明書 本書の別紙参加表明書様式 1 のとおり
- ⑧ 技術提案書 本書の別紙技術提案書様式 1 のとおり
- ⑨ 見積書 上記③入札者に対する指示書様式 1

(2) 参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。

配布期間 平成 24 年 3 月 1 日(木)～平成 24 年 3 月 30 日(金)

第 2 調達手続に付する事項(業務概要)

2-1. 業務概要

- | | | | |
|----------|--|-----|----|
| (1) 業務場所 | 関東支社管内 | | |
| (2) 業務内容 | NEXCO 東日本関東支社が発注する工事に使用する材料等について、訪問による「面接調査」、郵送等による「通信調査」及び電話等による「聞取調査」により、工事現場における単位あたりの価格を調査するとともに公共事業に関する労務費を調査する業務である。 | | |
| (3) 概算数量 | 本調査 | 6 | 回 |
| | 個別調査 | 370 | 品目 |
| | 公共事業労務費調査 | 2 | 回 |
| | 打合せ | 1 | 式 |
| (4) 履行期間 | 契約保証取得の日の翌日から平成 26 年 5 月 31 日まで | | |

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とする。

なお、参加希望者は、下記 3-2. に示す「参加表明書」を契約責任者に提出するものとする。

- (1) 審査基準日（下記 3-3. に示す「参加表明書」の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 下記 3-7. に示す技術提案書の提出期間の最終日において、業務区分「経済調査」にかかる『平成 23・24 年度競争参加資格』を有する者で、かつ、認定されている者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 審査基準日から契約の相手方と決定する日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO 東日本から「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間(期首及び期末の日を含む)との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成 13 年度以降に完了した業務において、次に示す同種または類似業務の実績を有すること。
 - ①同種業務 a)： 国又は NEXCO（JH を含む）が発注した建設材料の価格調査
 - ②類似業務： 地方公共団体が発注した建設材料の価格調査
- (6) 管理技術者は、平成 13 年度以降に完了した業務において、次に示す同種または類似業務の実績を有すること。
 - ①同種業務 a)： 国又は NEXCO（JH を含む）が発注した建設材料の価格調査
 - ②類似業務： 地方公共団体が発注した建設材料の価格調査
- (7) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）なお、上記の関係がある場合に、辞退する

者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下、この①資本関係の記載中において同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下、この①資本関係の記載中において同じ。）と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この②人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

- i) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ii) 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- iii) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3-2. 参加表明書の作成

(1) 参加希望者は、本件の手続に参加するため、次に示す「参加表明書（以下「表明書」）」を作成しなければならない。なお、表明書の作成に係る留意事項は以下に示す。

| 表明書（様式） | 作成にかかる留意事項 |
|-------------------------|--|
| 参加表明書 （様式1） | ◇ 必要事項を記載のうえ記名押印すること。 ◇ その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]を参照のこと |
| 業務実施体制 （様式2） | ◇ 参加表明者単独により、業務を実施する場合には「予定無し」と記載する。（調査等共通仕様書 1-19-2 に示す「軽微な部分の再委任」である場合を含む。） ◇ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴など）を記載すること。なお、再委任先又は協力先を選定中の場合は「選定中」と記載すること。 ◇ 調査等共通仕様書 1-19-1 に示す「主たる部分」・1-48-2 に示す「秘密の保持に係る部分」を再委任してはならない。 |
| 企業の同種又は類似業務の実績 （様式3） | ◇ 上記3-1.(5)に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。 ◇ 上記3-1.(5)に示す競争参加資格を満たす業務実績を有し、且つ、平成13年度以降に完了した以下に示す業務実績を有する場合は優位に評価する。 ①同種業務 b：公共事業の労務費調査 ◇ 同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。 |

| | |
|--------------------------------|--|
| | <p>・同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類（契約書・特記仕様書等）の写し ただし、当該業務が、「測量調査設計業務実績サービス（TECRIS）」（以下「TECRIS」という。）に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類（契約書・特記仕様書等）の写しを添付する必要はない。また、契約書類（契約書・特記仕様書等）の写しやTECRISで業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>◇ 記載にあたっては、様式3に示す「記載上の注意事項」に従うこと。</p> |
| 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験 (様式4) | <p>◇ 上記3-1.(6)に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。</p> <p>◇ 上記3-1.(6)に示す競争参加資格を満たす業務実績を有し、且つ、平成13年度以降に完了した以下に示す業務実績を有する管理技術者を配置出来る場合は優位に評価する。</p> <p>①同種業務b：公共事業の労務費調査</p> <p>◇ 同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。</p> <p>・同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類（契約書・特記仕様書等）の写し ただし、当該業務が、「TECRIS」に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類（契約書・特記仕様書等）の写しを添付する必要はない。また、契約書類（契約書・特記仕様書等）の写しやTECRISで業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>◇ 記載にあたっては、様式4に示す「記載上の注意事項」に従うこと。</p> |
| 当該業務遂行時の留意点 (様式5) | <p>◇ 様式5に配布された設計図書等を基に判断可能な範囲で、留意すべき事項を記載すること。なお、ここでは業務への取組み姿勢を求めているのではないので記載する際十分注意すること。</p> <p>◇ A4版2枚以内に記載すること。</p> |

(2) 表明書の各様式はA4版（片面）とし、文字サイズは10ポイント以上とする。

3-3. 参加表明書の提出

(1) 参加希望者は、上記3-2.で作成した表明書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

- ① 提出期間 入札公告の翌日から平成24年3月30日(金)16時まで
- ② 提出場所 上記1-3.「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参（休日を除く毎日午前10時から午後4時まで）または書留郵便（締切日必着）に限る
- ④ 提出書類 上記3-2.により作成した「表明書」を2部（正1部、副1部）

(2) 参加希望者は、表明書にかかる留意事項として、上記3-2.表明書の作成に係る留意事項のほか入札者に対する指示書[9][2]を参照のこと。

3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準

(1) 技術提案書の提出者を選定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 |
|--------|------------|---|----|
| 業務実施体制 | 業務実施体制の妥当性 | <p>(様式2)</p> <p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委任の内容が主たる部分若しくは秘密の保持に係る部分である場合。 <p>なお、「主たる部分」・「秘密の保持に係る部分」とは、次のことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「主たる部分」：調査等共通仕様書1-19-1に示す部分 ・「秘密の保持に係る部分」：調査等共通仕様書1-48-2に示す部分 | — |

| | | | | | |
|----------------|-------|-------|--------|--|----------|
| 参加表明者の経験及び能力 | 資格実術等 | 専門技術力 | 成果の確実性 | 平成 13 年度 (様式 3) | ①5.0 |
| | | | | (H13.4.1)以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容 | ②2.5 |
| 予定管理技術者の経験及び能力 | 資格実術等 | 専門技術力 | 成果の確実性 | 平成 13 年度 (様式 4) | ①5.0 |
| | | | | (H13.4.1)以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容 | ②2.5 |
| 参加表明者の経験及び能力 | 資格実術等 | 専門技術力 | 成果の確実性 | 平成 13 年度 (様式 5) | 10.0~0.0 |
| | | | | 当該業務遂行時の留意点 当該業務遂行時における留意点について記載内容等について評価する。 「求める留意点」 ・急激な価格変動に対する価格調査時の留意点 | |

3-5. 技術提案書の提出者の選定

- (1) 契約責任者は、参加希望者から提出された表明書に基づき、上記 3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の提出者を 3 者選定（以下「選定者」という。）し、その結果について通知する。ただし、同評価の提出者が 3 者を越えて存在する場合はこの限りではない。

※ 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の提出要請および非選定通知予定日

平成 24 年 4 月 11 日 (水)

- (2) 上記 (1) に示す非選定通知を受けた者は、契約責任者に対して非選定理由について説明を求める（以下「説明請求」という。）ことができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

- ① 提出期限 平成 24 年 4 月 19 日 (木) 16 時まで
- ② 提出場所 上記 1-3. 「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参（休日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで）または書留郵便（締切日必着）に限る
- ④ 提出書類 書面（様式自由）により作成

(3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

※ 回答期限日 平成 24 年 4 月 24 日(火)

3-6. 技術提案書の作成

(1) 上記 3-5. に示す通知による選定者については、次に示す「技術提案書（以下「提案書）」を作成しなければならない。なお、提案書の作成に係る留意事項を以下に示す。

| 提案書（様式） | 作成にかかる留意事項 |
|-------------------------------|--|
| 技術提案書 （様式 1） | ◇ 必要事項を記載のうえ記名押印すること。 ◇ その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] を参照のこと |
| 業務への取組み 方針（様式 2-1、 2-2） | ◇ 業務への取組み姿勢を評価するため、各項目に以下のとおりに記載する。 1) 「業務の実施方針」には、本調査等の業務内容や特徴を踏まえた業務を遂行するための着眼点を記載する。 2) 本調査の「業務フロー」について簡潔に記載する。 3) 「価格動向の対応」について記載する。 ◇ 実施の手順を示す計画工程表は、設計図書に基づき別途作成し、様式 2-1 に添付するものとする。（用紙のサイズは A 4 で 1 枚とする。） ◇ 記載にあたっては、様式 2-1、2-2 に示す「記載上の注意事項」に従うこと。 |
| 参考見積（別添 様式による） | ◇ 参考見積は、積算の際の参考として用いる。 |

(2) 提案書の各様式は A 4 版（片面）とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

3-7. 技術提案書の提出

(1) 選定者は、上記 3-6. で作成した提案書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

- ① 提出期間 平成 24 年 4 月 12 日(木)から平成 24 年 5 月 7 日(月)まで
- ② 提出場所 上記 1-3. 「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参（休日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで）または書留郵便（締切日必着）に限る
- ④ 提出書類 上記 3-6. により作成した「提案書」を 4 部（正 1 部、副 3 部）

3-8. 技術提案書に対するヒアリング

(1) 提案書の提出後、選定者に対し、次に示すとおりヒアリングを実施する。

- ① 実施期間 平成 24 年 5 月 15 日(火)
※ ヒアリングの詳細日時は別途協議のうえ、決定する。
- ② 実施場所 東日本高速道路株式会社 関東支社
- ③ 出席者 配置予定管理技術者のみとする
- ④ ヒアリング内容
 - ・ 業務の実施方針（業務理解度）
 - ・ 業務の取組み姿勢（業務手順、価格動向の対応）

(2) 上記(1)③に示す者が出席できず、ヒアリングを行わなかった場合は、提案書に記載された内容のうち、確認ができなかった事項については評価しない。

(3) ヒアリング時において提出済みの資料以外のもの（パネル・パース等）を持込んでの説明及び追加資料の受領はしない。

3-9. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書を特定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

| 評価基準 | 判断基準 | 配点 |
|------|------|----|
| | | |

| | | | | | |
|---|-----------------------|---------|--|--|--------------|
| 予 定 格 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力 | 専 門 技 術 力 | 成果の確実性 | 平成 13 年度 (H13.4.1) 以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容 | (参加表明書様式 4) 下記の順位で評価する。 ①同種業務 a) の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 なお、上記に該当しない場合は特定しない。 | ①5.0 ②2.5 |
| | | | | 同種業務 a) 又は類似業務の実績を有している場合で、同種業務 b) の実績を有する場合に、下記の順位で評価する。 ①同種業務 b) の実績がある。 ②同種業務 b) の実績がない。 | ①5.0 ②0.0 |
| 実 施 方 針 ・ 実 施 フ ロ ー ・ そ の 他 | | 業務理解度 | | (様式 2-1) 調査の目的、条件、内容が簡潔に表現されており、理解度が高い場合に優位に評価する。 | 5.0~0.0 |
| | | 実施手順 | | (様式 2-1) 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、簡潔明瞭に記載されている場合に優位に評価する。 | 10.0~0.0 |
| | | | | (様式 2-1) 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、簡潔明瞭に記載されている場合に優位に評価する。 | |
| | | 価格動向の対応 | | (様式 2-2) 以下の事項について、妥当性が高く、簡潔明瞭に記載されている場合に優位に評価する。 ①調査関連品目の急激な価格変動に対する情報の提供及び価格への反映方法。 ②低入札工事が発生した場合における調査への対処方法。 ③不落工事が発生した場合における調査への対処方法。 | 5.0~0.0 |
| | コミュニケーション能力 | | ヒアリングにおいて各様式に記載・説明された内容に基づき質疑を行い、応答が明快かつ迅速な場合に優位に評価する。 | 10.0~0.0 | |
| 参考見積 | 参考見積 | | (別添様式) 提案内容に対して参考見積が不適切な場合は特定しない。 | - | |

3-10. 技術提案書の特定

- (1) 契約責任者は、選定者から提出された提案書に基づき、上記 3-9. 技術提案書を特定するための評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の特定及び見積者（以下「特定者」という。）として、その結果について通知する。

※ 技術提案書の特定及び非特定通知予定日 平成 24 年 5 月 23 日(水)

- (2) 上記(1)で非特定通知を受けた者は、契約責任者に対して非特定理由について説明請求することができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

- ① 提出期限 平成 24 年 5 月 31 日 (木)16 時まで
 - ② 提出場所 上記 1-3. 「契約担当部署」
 - ③ 提出方法 持参 (休日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで) または書留郵便 (締切日必着) に限る
 - ④ 提出書類 書面 (様式事由) により作成
- (3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。
- ※ 回答期限日 平成 24 年 6 月 5 日 (火)
- (4) 特定者は、当該技術提案書の内容を尊重し反映した特記仕様書を作成するために、技術提案内容の正確な理解のため契約責任者が必要と判断し、技術提案書に関するヒアリング又は意見交換を申し入れた場合は、これに応じるものとする。
 - (5) 契約責任者は、技術提案書の内容を反映した設計図書を特定者に配布する。

第 4 見積合わせ

4-1. 見積に必要な書類の作成等

特定者は、次に示すとおり、見積に必要な書類を作成または準備しなければならない。

- ① 「見積書」… 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

4-2. 見積合わせ

- (1) 見積書の提出及び開札の執行については、別途定めて通知する。
- (2) 特定者は、見積にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。

4-3. 契約相手方の決定

- (1) 契約責任者は、見積執行の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な見積価格である場合に、契約の相手方として決定する。
- (2) 特定者は、契約の相手方の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[18]を参照のこと。

第 5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
 - ① 受付期間 入札公告の翌日から平成 24 年 5 月 24 日 (木)まで
 - ② 受付場所 上記 1-3. 「契約担当部署」のとおり
 - ③ 受付方法 質問書面(様式自由)を持参または書留郵便(受付期間内必着のこと)により提出すること
- (2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。
 - ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日で 5 日以内
 - ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ(「入札公告・契約情報検索」内の「その他契約情報」)に掲載する
⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
⇒ <http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

5-3. 見積の無効

入札者に対する指示書[23]に該当する見積は無効とする。

5-4. 支払条件

- (1) 前金払 請負代金額が 300 万円以上の場合には「有」、300 万円未満の場合には「無」
「有」の場合は請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる
- (2) 部分払 「無」

5-5. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事若しくは本業務の請負人、本工事若しくは本業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事若しくは本業務の下請負人、本工事若しくは本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本工事若しくは本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

以 上